

## 社会福祉士資格取得費用等助成要綱取扱基準

### (目的)

第1 この基準は、社会福祉士資格取得費用等助成要綱（平成30年9月府中市要綱第71号。以下「要綱」という。）の施行に必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象)

第2 要綱別表に規定する社会福祉士資格取得費用助成金は、養成施設を修了してから2年が経過していない者を助成対象とする。

### (申請)

第3 要綱第3条に規定する申請に必要な書類は、次の各号に掲げるものとする。

#### (1) 社会福祉士資格取得費用助成金

- ア 府中市社会福祉士資格取得費用等助成金交付申請書（第1号様式（A））
- イ 社会福祉士登録証の写し
- ウ 社会福祉士就労事業所での就労状況が確認できる就労証明書等
- エ 養成施設に申請者が支払った学費等が確認できる領収書等の写し
- オ 他の補助金を申請している場合においては、当該補助金の額が確認できる決定通知書等の写し

#### (2) 介護職員初任者研修費用助成金

- ア 府中市社会福祉士資格取得費用等助成金交付申請書（第1号様式（B））
- イ 研修を受講し、かつ、修了したことが確認できる介護職員初任者研修修了証明書等の写し
- ウ 介護職員等就労事業所での就労状況が確認できる就労証明書等
- エ 研修受講料の額とそれを申請者が支払ったことが確認できる領収書等の写し
- オ 他の補助金を申請している場合においては、当該補助金の額が確認できる決定通知書等の写し

2 要綱第3条に規定する申請は、福祉保健部地域福祉推進課窓口において受付を行う。

3 市長は、前項の規定により受付した申請書類に不備がある場合には、不備のある事項の補正を求めることができる。

この場合において、補正を行った日を受付を行った日とみなす。

4 第2項に規定する受付は、交付決定を行った助成金の合計額が当該年度の予算額を超えた日又は市長が別に定める日をもって終了するものとする。

5 前項の規定により受付を終了した日に複数の申請があり、申請額の合計額が予算額を超える場合には、当該申請者の中から抽選を行うものとする。

6 前項の抽選の結果、抽選に漏れた申請者には補欠番号を付与し、通知するものとする。

7 助成金交付額を減額する変更又は中止をした者及び助成金交付決定の取消し

を受けた者があった場合は、市長は、予算の残額に応じて前項に規定する補欠番号の通知を受けた者の中から補欠番号順に繰り上げて交付決定を行うことができる。

(計画変更)

第4 要綱第6条に規定する変更において、助成金交付額の増額はできないものとする。

付 則

この基準は、平成30年10月11日から施行する。